

# 私が関与した特許行政の思い出(4)\*

- 私の提案を含めて -

江夏 弘\*\*



## 3. 政策と予算

### (1) 弁理士試験の大阪会場実施

明治32年改正特許法第8条に基づき、同年6月9日、勅令第235号により、「特許代理業者登録規則」が公布された。そこで、明治32年11月4日「農商務省令第29号」に基づき、「特許代理業者試験規則」が公布され、11カ条からなる規則ができ上がったが、農商務省は直ちにその試験を実施する用意ができなかった。また、どうしても試験を行ってその要望に応えなくてはならないという必要性も感じなかった。そこで、公布の年から3年後の明治35年になって初めて、第1回の特許代理業者試験が実施された。

この第1回の特許代理業者試験受験者数は僅かに11名で、その内合格者は9名で合格率はかなり高かった。その後、再びこの規則による試験は実施されなかった。そして、日露戦争が終った翌年の明治39(1906)年10月に、特に技術者だけに限定して、数学、化学、物理、特許法、意匠法、商標法を試験科目とする2回目の試験が実施された。受験者数は15名で、合格者は7名であった。

その後、大正11年10月2~6日に弁理士試験が行われた。これより先、8月24日付で、弁理士試験常任委員として、弁理士大田資時、弁理士草場九十九の各氏が選任され、弁理士試験臨時委員として14名が任命された。

備考 前述した如く、上記弁理士試験が既に行われていたが、弁理士会編「弁理士制度八十年史」に、上記大正11年の試験を「第1回目の弁理士試験」と記載されているのは、どういう理由なのか、必ずしも明確でない。なお、本誌にはこのときに出題された問題が詳細に記載されているので(P.67)、今日になると甚だ興味が深い。

なお、受験者は59名で15名が合格した。

その後、弁理士法の改正等があり、受験者も多くなってきたが、試験地について、「東京」とか「東京、大阪」とかを定めた規定はなく、長い間、東京だけで開催さ

れ、特に選択科目を受験される方で、試験科目が4日目に終わるとなると、4日間東京に滞在しなければならないという問題が生じた。そこで、特に名古屋より以西の受験者の中から、東京の外に大阪においても受験できるようにして欲しいという要望がかなり長い間、特許庁に対しなされた。

筆者は昭和42年8月10日付で業務課長になったばかりであったが、本省の各課にいたとき、このような多数の人達に対し、全国的に試験をする場合は、地方の通産局とタイ・アップして、何箇所かに試験場を分散させて受験者の便をはかっていたので、どうして弁理士試験だけが東京のみしか認められないのは如何なる理由によるのか調査してみたが、あまり明白な答を得ることはできなかった。そこで、せめて大阪だけでも試験場を増やさせる理由と、これに基づく予算の増加額とを分離して計上し、8月末に、大蔵省に通産省から提出される予算総額の中に特に含めて頂いた。

備考 筆者が前任者から引継いだ弁理士試験用経費算出法は、従来からのやり方を踏襲したものと思われるが、これに記載されている予算審議の方法は、東京、大阪とも、それぞれの項目毎に、一括して算出されていたので、大阪で試験を行う際にかかる増加予算が全体でいくらになるのかということが明瞭に示されていなかった。それで大蔵省は従前どおり、東京で試験を行う場合だけの予算しか計上してくれなかったのではないかと推察されるのである。

当時の予算折衝は、12月の中旬より、大蔵省主計局の通産係りの主査と2~3人の事務官を中心に、円いテーブルで、説明の順番どおりに、各課長(時には随行者も同席し)が座り、説明を行うことになっていた。筆者もこのヒアリングの円いテーブルに座っていたが、筆者より3~4番前の課長説明の際に、「アサダあめ」の缶を4~5個テーブルの上において、これをしゃぶりながら質疑応答をするようにした。この予算折衝のと

\* (1)は3月号に、(2)は4月号、(3)は5月号に掲載

\*\*元 特許庁業務課長

きは、室内がスチームの熱でムンムンとして暖かく、朝から連続して質問している大蔵省係官も、あるいは順番待ちをしているわれわれ特許庁の説明者も、のどがかわいて、本当に非衛生的な雰囲気であった。したがって、ミカンを時々食べながらのどのかわきをやわらげるようにしていたが、これも4つ5つと食べていると一種の苦痛を感じ、このアサダあめは大変人気よかったのである。筆者の番になり、弁理士試験会場を大阪にも設置する、そのための必要経費は27万円であると説明をしはじめた。すると大蔵省の主査達は、筆者に『あめをしゃぶらせて予算をとるのか』と笑いながら説明を聞かれ、非常に円満な雰囲気での説明をすることができた。当時、弁理士試験受験生は全部で約1,500名で、その中、名古屋以西が約500名であり、これらの人達が東京に4日間ほど滞在すると、1人当たり2万円を要し、合計で約1,000万円の経費となる。しかし、特許庁の職員が大阪まで監督者として出張する旅費、会場設営費、試験問題、解答用紙等の運搬費を総計しても27万円であるから、いずれが経済的に得か否かということを考慮してほしいと強調した。

かくして、長年の懸案であった大阪会場設置費が特に認められ、昭和43年から実施することができるとなった。そこで、昭和43年3月12日、政令第33号「弁理士法施行令の一部を改正する政令」により、第1条が改正され、弁理士試験が東京のほか大阪においても（筆記試験のみ）実施されることになったのである。

かくして、翌年、実際に大阪で試験をすることになったが、業務課の職員は夜行列車で問題用紙を入れたカバンを頭上の網棚にのせ、それにひもをつけ、自分の手首につないで、このカバンが盗まれないようにした。したがって、夜行列車で余り睡眠がとれず、東京に帰ってきたときは、責任を果したことと、上記の如く緊張の余り眠れなかったことで、大分ほほがやせたようにみえた。そこで、夕方、彼等と、東京会場と同じく試験担当官（監督官）となっていた者とともに、特許庁地下の食堂で、ささやかな宴を開いたものであった。

## (2) 工業所有権関係法令集の貸与

弁理士試験に合格するためには、特許法、実用新案法等数多くの法律や、それに付随する施行令や施行規則の内容を理解する必要がある。従来は、試験場の上

記法律、政令、規則等の法文集は持ち込むことができなかったもので、これら数多くの条文を暗記する必要があった。従って受験者は、法律等の条文の法的解釈について、理解するとともに、条文の暗記にかなりの精力を使用する必要があった。そこで、筆者は、実際に弁理士になったとき、必要があれば法文集から必要とする条項を引用し、特許出願や異議申立、登録、審判の書類作成等を行なえるようにすれば、徒らに法文の暗記といったことに精力を費やす必要もなくなるので、他の資格試験でも行われているように、法令集を特許庁で用意し、受験者各位に解答を出すときの負担を軽くすべきだと考え、上記法令集の作成予算を大蔵省に要請した。そして、これは比較的容易に理解して頂いて、次年度からはこの法文集作成のための予算を頂き、使用することができるようにした。

現在弁理士になられた方々の中には、大阪で受験し、あるいは法令集の貸与を受けて、それまでの先輩より比較的容易に、弁理士に合格された方もおられると思われる。これらは、筆者の若干思いつきともいえることを諸兄にプレゼントしたのもとして理解して頂ければ誠に有難いことと思っている。

大阪で弁理士試験が行われるようになって、日本弁理士会でも、大阪に分室が設置されることについて、一つの寄りどころができたのではないとも思われ、特許庁在任中、種々お世話になった日本弁理士会へのささやかなお返しのできたと喜んでいる。

## 備考

弁理士会編「弁理士制度八十年史」(昭和57年刊)  
特許庁編「とつきよ」(昭和58年11月号)

(3) 外国刊行物記載の発明等がわが国の発明等の新規性喪失の理由とされたことへの対応策について

(1) 外国の刊行物に掲載の発明等がわが国の発明等の新規性喪失の理由に加えられたことの経緯

昭和34(1959)年に改正された新特許法中において、第29条第1項第3号は、「特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明」(傍点筆者)については、特許を受けることができない旨を定めた。

これは、大正10年特許法第4条(新規の意義)において、「1.特許出願前国内ニ於テ公然知ラレタルモノ」

及び「2.特許出願前国内二頒布セラレタル刊行物二容易ニ実施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ」は、発明とみなすに足る新規性がないとして、特許になることを拒絶するばかりでなく、外国の刊行物に記載された発明があった場合でも新規性がないとして拒絶するというを追加したものである。

このように、新法において、出願前に外国で頒布されている刊行物に記載された発明等も新規性の有無の判断材料になるとされたのであるが、これに関しては、賛成論とともに反対論も少くなかったのである（工業所有権改正審議会において）。

このような規定を加えることに賛成する立場にある者の意見は、今日のように交通機関、通信機関の発達した時代においては、技術の文献を国内に限って判断することは不相当であること、各国の文献からの盗用の防止及び国内産業の保護のためには、外国における文献も公知資料となる要があることをあげ、他方、反対の意見としては、審査官、審判官の負担の増大、それに伴う審査の遅延あるいは国内における発明意欲の減退等が述べられた。

備考

織田秀明著「新特許法解説」(昭和36年刊P.93)

上述の織田氏の著書や、吉藤幸朔著「特許法概説」(第5版P.65以下)等において、新規性喪失の理由の中に外国の刊行物に記載された発明等が追加された理由等が述べられ、法律的解説も併記されているが、し

からば、実際にこれを実施するとなると、審査官、審判官にもかなりの負担となるばかりでなく、出願される企業(特に中小企業)、個人等において、相当の負担となる。

各研究所等も、外国の刊行物記載の発明がある程度容易に入手することができ、自分達が現在研究、開発を進めているものとの比較も望まれる。しかしながら、これらの資料の蒐集や翻訳等をシステムテックに行ってくれる機関があれば、単独で、これを行うより、より安価に入手できる。

そこで筆者は、外国特に米国ではどのようにして、自国並びに外国の発明等を含む科学技術の情報を得、これを蒐集、分類、翻訳、抄録、配付を行っているのかを調べることにした。そして同時に、当時特許庁の会計課長であった木村義男氏と一緒に、上記の情報を特許庁側と民間側と両方に活用できる情報蒐集システム化のための予算を大蔵省に要求することとした。これについては、後述することとする。

「政策(法律化)と予算」とが、かみあった典型的な一例となったのである。

備考 後述する如く、早期公開制が実施されるべく法律が改正されたが、実際の運用となると、諸種の他の法律の条文をクリアしなければならず、観念的な条文の改正に止まっているという感じがしないではない。これについては、実際に法律を運用するにあたり、結局、筆者が大蔵省と具体的に法的解釈の面で、かなりの苦心を強いられることとなった。「政策と予算」について、十分な配慮が必要であることの典型的な例といわざるを得ないであろう。

(原稿受領 2002.1.16)

## 「パテント」本文をホームページに掲載します

本誌は、2002年1月号から本文を日本弁理士会ホームページ(URL=<http://www.jpaa.or.jp/>)でもご覧になれます。

各月号のホームページへの掲載開始は、「パテント」発行月から2ヵ月後の月初めとします。掲載記事の全文検索も可能となる予定です。

1985年1月号以降の掲載記事については、同じく日本弁理士会ホームページから目次検索が可能となっていますので併せてご活用下さい(URL=<http://ucgi.jpaa.or.jp/pindex/>)。

なお、本誌はこれまで通り定期購読が可能です。掲載記事を発行月に確実にご覧になりたい方は定期購読をご利用下さい。